# 南浜中央病院院内感染指針

院内感染•褥瘡対策委員会

改定:平成30年 4月1日

特定医療法人松涛会 南浜中央病院は、安全な医療を提供することを基本とする。 しかしながら近年、医療の高度化、新たな耐性菌の出現等により、院内感染は重大なリスクとなっている。

そのため、安全な医療環境の維持を目指し、ここに院内感染の指針を制定するものである。

#### 1.院内感染対策の基本指針

- ① 患者の安全を最優先とする。
- ② すべての医療従事者その他職員が院内感染対策・感染防止の重要性を認識し、院内感染予防策を遵守し、安全な医療環境の提供に努める。
- ③ 医療従事者が院内感染し又感染源と成り得ることを十分認識し、医療従事者その 他職員の安全の確保と医療環境の整備にも配慮するものとする。

## 2.院内感染対策のための組織体制

人的体制

## ①委員長 (院長)

本院の管理者として、院内感染対策に関する業務を総括する。

②副委員長(看護部長)

院内感染対策に関し委員長を補佐し、院内感染・褥瘡対策委員会の運営を補佐する。

## 3.院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について

- ① 病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- ②職員研修として、全病院職員を対象に年2回開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- ③ 研修の開催結果は、記録を保存と共に院内ネットワークを通じて回覧できる状態にし、部署事に速やかに周知する。

## 4.病院における院内感染対策の推進

- ①病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、 健康管理に留意する。
- ②院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の別紙「院内感染防止マニュアル」 (以下「マニュアル」という。)を遵守する。
- ③マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底する。

## 5. 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、各部署に配布・保管され、全職員が閲覧できる。また、病院ホームページにおいて一般に公開する。

## 6. 患者への情報提供と説明

患者本人および患者家族に対して、適切なインフォームドコンセントを行う。

- 1)疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。
- 2)必要に応じて感染率などの情報を公開する。